

あさぎり町林道管理

現行									改正後																																																																																						
<p>(林道の使用)</p> <p>第4条 林道を使用しようとする者は、あらかじめ様式第1号により町長の許可を受け、別表に定める使用料の合計額に100分の108を乗じた額を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合の使用については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">3km未満</th> <th rowspan="2">3～6km未満</th> <th rowspan="2">6～10km以上</th> <th rowspan="2">10～15km</th> <th rowspan="2">15～20km</th> <th rowspan="2">20km</th> </tr> <tr> <th>1km未満</th> <th>1～2km未満</th> <th>2～3km未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材運輸(3m³当たり)</td> <td>円 30</td> <td>円 50</td> <td>円 80</td> <td>円 100</td> <td>円 130</td> <td>円 160</td> <td>円 230</td> <td>円 290</td> </tr> <tr> <td>その他資材(1t当たり)</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>120</td> <td>160</td> <td>200</td> <td>280</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>乗用自動車(1往復当たり)</td> <td>(100) 200</td> <td>(200) 300</td> <td>(300) 600</td> <td>(400) 800</td> <td>(600) 1200</td> <td>(700) 1400</td> <td>(900) 1800</td> <td>(1100) 2200</td> </tr> </tbody> </table>									区分	3km未満			3～6km未満	6～10km以上	10～15km	15～20km	20km	1km未満	1～2km未満	2～3km未満	木材運輸(3m ³ 当たり)	円 30	円 50	円 80	円 100	円 130	円 160	円 230	円 290	その他資材(1t当たり)	40	60	100	120	160	200	280	360	乗用自動車(1往復当たり)	(100) 200	(200) 300	(300) 600	(400) 800	(600) 1200	(700) 1400	(900) 1800	(1100) 2200	<p>(林道の使用)</p> <p>第4条 林道を使用しようとする者は、あらかじめ様式第1号により町長の許可を受け、別表に定める使用料_____を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合の使用については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">3km未満</th> <th rowspan="2">3～6km未満</th> <th rowspan="2">6～10km以上</th> <th rowspan="2">10～15km</th> <th rowspan="2">15～20km</th> <th rowspan="2">20km</th> </tr> <tr> <th>1km未満</th> <th>1～2km未満</th> <th>2～3km未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材運輸(3m³当たり)</td> <td>円 30</td> <td>円 60</td> <td>円 90</td> <td>円 110</td> <td>円 140</td> <td>円 180</td> <td>円 250</td> <td>円 320</td> </tr> <tr> <td>その他資材(1t当たり)</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>110</td> <td>130</td> <td>180</td> <td>220</td> <td>310</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>乗用自動車(1往復当たり)</td> <td>(110) 220</td> <td>(220) 330</td> <td>(330) 660</td> <td>(440) 880</td> <td>(660) 1320</td> <td>(770) 1540</td> <td>(990) 1980</td> <td>(1210) 2420</td> </tr> </tbody> </table>									区分	3km未満			3～6km未満	6～10km以上	10～15km	15～20km	20km	1km未満	1～2km未満	2～3km未満	木材運輸(3m ³ 当たり)	円 30	円 60	円 90	円 110	円 140	円 180	円 250	円 320	その他資材(1t当たり)	40	70	110	130	180	220	310	400	乗用自動車(1往復当たり)	(110) 220	(220) 330	(330) 660	(440) 880	(660) 1320	(770) 1540	(990) 1980	(1210) 2420
区分	3km未満			3～6km未満	6～10km以上	10～15km	15～20km	20km																																																																																							
	1km未満	1～2km未満	2～3km未満																																																																																												
木材運輸(3m ³ 当たり)	円 30	円 50	円 80	円 100	円 130	円 160	円 230	円 290																																																																																							
その他資材(1t当たり)	40	60	100	120	160	200	280	360																																																																																							
乗用自動車(1往復当たり)	(100) 200	(200) 300	(300) 600	(400) 800	(600) 1200	(700) 1400	(900) 1800	(1100) 2200																																																																																							
区分	3km未満			3～6km未満	6～10km以上	10～15km	15～20km	20km																																																																																							
	1km未満	1～2km未満	2～3km未満																																																																																												
木材運輸(3m ³ 当たり)	円 30	円 60	円 90	円 110	円 140	円 180	円 250	円 320																																																																																							
その他資材(1t当たり)	40	70	110	130	180	220	310	400																																																																																							
乗用自動車(1往復当たり)	(110) 220	(220) 330	(330) 660	(440) 880	(660) 1320	(770) 1540	(990) 1980	(1210) 2420																																																																																							
<p>注</p> <p>1 本表は運用は、林道1路線ごとに行う。数路線を継いで利用する場合には、各路線ごとに求めた通行料金の合計額をもって通行料金とするものとする。</p> <p>2 木材運搬は、利用区間の対応する通行料金を運搬数量に乗じて算定する。</p>									<p>注</p> <p>1 本表は運用は、林道1路線ごとに行う。数路線を継いで利用する場合には、各路線ごとに求めた通行料金の合計額をもって通行料金とするものとする。</p> <p>2 木材運搬は、利用区間の対応する通行料金を運搬数量に乗じて算定する。</p>																																																																																						

- 3 乗用自動車の()は、小型乗用自動車(乗車定員30人未満とする。)に適用する。
- 4 1km未満のきわめて短区間の場合で、路体構造、通行の実態から区間料金を適用することが不適當な場合は、1km未満料金を基準とした割出し料金を適用する。

- 3 乗用自動車の()は、小型乗用自動車(乗車定員30人未満とする。)に適用する。
- 4 1km未満のきわめて短区間の場合で、路体構造、通行の実態から区間料金を適用することが不適當な場合は、1km未満料金を基準とした割出し料金を適用する。